

## 令和 8 年度茨城県高次脳機能障害支援養成研修 実施要領

### 1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

なお、本研修受講区分 B（加算対象）は、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の新規加算である「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」対象となります。

### 2 実施主体

茨城県の委託を受け、一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会（茨城県水戸市緑町 3-5-35）が実施する。

### 3 研修名称

令和 8 年度茨城県高次脳機能障害支援養成研修

### 4 研修内容

令和 8 年 4 月 7 日付障障発 0407 第 1 号・障精発 0407 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長連名通知「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に規定するカリキュラムの内容以上のものとする。

### 5 受講対象者及び定員

研修の受講対象者及び定員については以下の通り。

#### 受講区分 A（加算対象外）

#### (1) 対象者

県内の医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者

#### (2) 科目 基礎研修（講義）/ 実践研修（講義）

(3) 人数制限なし

## 受講区分 B (加算対象)

(1) 対象者

県内障害福祉サービス等事業所に従事する者

(2) 定員

100名 (原則、各事業所1名まで)

### 6 受講者の決定

受講申込者が定員を超えた場合、高次脳機能障害の支援歴等を考慮して選定する。

### 7 日程および会場

## 受講区分 A (加算対象外)

(1) 基礎研修

【基礎講義】 オンデマンド研修

期 間：令和8年8月3日(月)～令和8年9月11日(金)

※基礎研修講義動画 URL を7月31日(金)までに別途送付。

(2) 実践研修

【実践講義】 オンデマンド研修

期 間：令和8年10月16日(金)～令和8年11月27日(金)

※実践研修講義動画 URL を10月15日(木)までに別途送付。

## 受講区分 B (加算対象)

(1) 基礎研修

【基礎講義】 オンデマンド研修

期 間：令和8年8月3日（月）～令和8年9月11日（金）  
上記期間内に受講し、小テストに回答。

**【基礎演習】**

受講資格：基礎講義の小テストにおいて8割以上取得した者

期 日：令和8年10月14日（水）

※詳細は「基礎演習受講者決定通知」に併せて10月9日（金）までに通知予定。

会 場：茨城県立青少年会館（茨城県水戸市緑町 1-1-18）

**（2）実践研修**

**【実践講義】** オンデマンド研修

受講資格：基礎研修を修了した者

期 間：令和8年10月16日（金）～令和8年11月27日（金）

※実践研修講義動画 URL を10月15日（木）までに別途送付します。

**【実践演習】**

受講資格：実践講義の小テストにおいて8割以上取得した者

期 日：令和8年12月10日（木）

※実践研修（演習）受講者決定通知を12月4日（金）までに通知予定。

会 場：アダストリア水戸（茨城県水戸市緑町 2-3-10）

**8 研修会費用**

無 料

**9 受講申込方法**

（1）以下の申込フォーム URL もしくは QR コードより必要事項を記入して1名ごと申込する。

受講区分 A (加算対象外)

URL : <https://forms.gle/fLWxMgfJrbakBawD7>



受講区分 A (加算対象外)

受講区分 B (加算対象)

URL : <https://forms.gle/j4YQPXbwU7MFmAKJ6>



受講区分 B (加算対象)

## (2) 申込期間

令和 8 年 5 月 18 日 (月) ~ 令和 8 年 7 月 10 (金)

## (3) 留意事項

受講区分 B (加算対象) は、同一事業所から 1 名となるため、事前調整の上申し込むことを推奨する。

## 1 0 研修修了の認定方法 (加算対象者)

受講区分 B (加算対象) 修了者には研修終了後、修了証書を交付。なお、「すべての科目を受講すること」を交付要件とする。

## 1 1 修了者名簿の管理

茨城県または茨城県リハビリテーション専門職協会では、高次脳機能障害支援養成研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理する。

## 1 2 備考

本研修 (受講区分 B) は、障害福祉サービス等事業所における「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の対象と

なる研修であるため、すべて科目の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。なお、過去の研修会受講者においても全てのカリキュラムを受講とする。

公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をする。

**【研修に関するお問い合わせ】**

事業委託先：一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会

担当：松本・棚町

MAIL：h-brain@irpa.jp      TEL：029-306-7765

付則      この要領は、令和8年4月27日から施行する。